

役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人村山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。ただし、本会職員が兼務する場合は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、別表1のとおり月額報酬又は法人業務を行う毎に日額報酬を支給する。また、本会が定める旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし、村山市に所属する役員等には、報酬、旅費を支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額とする。
- (2) 賞与については、別表3に定める額とする。
- (3) 通勤手当については、本会の職員給与規定で定める額とする。

2 常勤役員が職務のため出張したときは、本会が定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬

(1) 会長

月額 10,000円以内

(2) 会議等への出席

日額 2,500円

(3) 会計監査への出席

日額 5,000円

別表2 常勤役員の報酬

常務理事

月額 村山市一般職の職員の給与に関する条例第3条に規定する別表
第1における再任用職員2級に定める額以内

別表3 常勤役員の賞与

6月、12月共 報酬月額×1ヵ月分